

令和7年度情報紙「沖縄ベンチャースタジオ」作成業務委託契約書

公益財団法人沖縄県産業振興公社 理事長 末吉康敏（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、情報紙「沖縄ベンチャースタジオ」作成に関する業務について下記の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「令和7年度情報紙「沖縄ベンチャースタジオ」作成業務仕様書」に基づき、誠実に履行するものとする。

（名称等）

第2条 委託する業務の名称及び契約期間は次のとおりとする。

（1）委託業務の名称 令和7年度情報紙「沖縄ベンチャースタジオ」作成業務委託

（2）契約期間 令和7年6月1日から 令和8年3月31日まで

但し、毎年度業務の実績及び次年度予算等を勘案し、契約開始から最長で3年間継続して契約する場合がある。

（委託料）

第3条 甲は、前条に定める委託業務につき乙に対し、委託料 円を支払う。（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円 ※内訳は別紙参照）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（委託料の支払い方法）

第4条 前条の委託料の支払いにおいて、本紙の発刊及び納品の完了後、本紙が甲の検査に合格した場合に限り、甲は乙の適正な支払請求書を受領後、別紙内訳のとおり、発刊ごとに支払うものとする。

（本紙の納入）

第5条 乙は、編集会議にて定める発行日までに本紙を甲の指定する場所に納入するものとする。

2 乙は、前項の納期までに当該本紙を完納できない場合は、あらかじめ甲にその理由を明示して、納期の延長を願い出ることができる。

3 甲は、前項の願い出があった場合は、契約の目的に支障がないと認められる期限まで納入を猶予することができる。

4 乙は、前項の猶予期限までに本紙を納入することができないおそれがあるときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、この契約の履行について、甲と協議しなければならない。

5 乙は、甲が別途、指定する部数毎に本紙を梱包し、納入するものとする。

6 納入された本紙に損害がある場合、または、甲の指示に反するものがある場合は、甲は、検収を拒否し、再度印刷を請求することができるものとする。

7 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

（データによる本紙の提出）

第6条 乙は、甲が指示する期日までに、本紙の電子化したファイル（PDF等）を甲が指示する電子媒体で速やかに甲に提出すること。

（著作権）

第7条 本紙に関わる著作権はすべて甲に帰属し、乙は、甲の許可なくしてこれを使用してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第8条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（本紙の作成用に撮影された写真等の使用）

第9条 乙が本紙の作成用に新たに撮影した写真等のデータは、甲に電子媒体により提出するものとし、事後、甲が自由に使用できるものとする。ただし、第三者から提供を受けた写真等はこの限りでない。

（本紙を完納できない場合の損害賠償）

第10条 甲は、乙が正当な理由なくして納期までに完納できない場合は、遅延賠償金として、納期の翌日から起算し、遅延日数に応じて、当月分請求額に対し年8.25パーセントの割合に相当する金額を徴収する。ただし、天災地変など乙の責に因らない場合は、この限りではない。

（契約違反に係る損害賠償）

第11条 甲は、乙がこの契約に違反し甲に著しい損害を与えた場合、この契約の一部または全部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の措置により、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

（守秘義務）

第12条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

（紛争の解決）

第13条 情報紙作成業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（協議）

第14条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第15条 本契約において、契約期間途中において消費税等の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改定後の税率により定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センタービル4階
公益財団法人 沖縄県産業振興公社
理事長 末吉康敏

乙 ●●●●
代表取締役社長